

# 高額療養費の「自動振込」を開始します

～ 毎回の申請が不要に！ 1度の手続きで  
次回から指定口座へ自動振込されます ～

これまでは該当する月ごとに高額療養費支給申請書を提出していただいていたのですが、令和8年10月より「**特例手続用の申請書**」を提出することで、**ご指定の口座へ自動振込**となります。

## これまで

- ・ 毎回申請が必要  
該当する月ごとに支給申請書を提出していただいていた。

## 令和8年10月以降

- ・ 1回の申請で次回から自動振込！  
特例手続用の申請書を一度提出すれば、  
次回以降は自動で振り込まれます。  
(※既に案内が届いている診療月分は、  
従来どおり月ごとに申請が必要です)

### ○受付開始日

令和8年10月1日(木)

### ○対象となる世帯

- ・ 国民健康保険税に滞納がない世帯

### ○申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険高額療養費支給申請書(特例手続用)
- ・ 世帯主名義の通帳またはキャッシュカード  
※世帯主以外の口座に振込を希望する場合は、  
申請書の委任状欄の記入が必要です。
- ・ 世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 来庁者の身分証明書(マイナンバーカード等)



### 【主な同意事項】

- ・ 医療機関等での窓口負担額が未納の場合は申し出ること
- ・ 支払状況について、医療機関に照会する場合があること
- ・ 交通事故等の第三者行為があった場合には、傷病届を提出すること
- ・ 世帯主等の変更や、指定の金融機関口座への振込ができなくなった場合は、特例手続(自動振込)による支給を停止または廃止すること  
※その他の同意事項詳細は申請書をご確認ください

### 〈問い合わせ〉

会津美里町役場 健康ふくし課 保険年金係 TEL：0242-55-1145

《裏面もご覧ください》

# 〈高額療養費の簡素化(特例手続)Q & A〉

## Q1. いつから対象になりますか？

A1. 特例手続用申請書の提出により、既に案内をお送りしている診療月の次の高額療養費該当分から対象となります。既に申請案内が届いている診療月分は、従来の高額療養費支給申請書をご提出ください。

## Q2. 診療月からどのくらいで振り込まれますか？

A2. 診療月からおよそ3～4か月後となります。（審査状況等により更に日数を要する場合があります。）

## Q3. 支給がない月も通知は届きますか？

A3. 支給がある場合のみ「支給決定通知書」を送付します。（該当しない月の通知はありません。）

## Q4. 支給決定通知書に医療機関ごとの明細は記載されますか？

A4. 記載されません。通知書には「該当した被保険者氏名」および「診療年月」ごとの支給明細が記載されます。

## Q5. 登録した振込口座を変更できますか？

A5. 可能です。変更後の口座番号がわかる通帳等をお持ちのうえ、特例手続用申請書をご提出ください。

## Q6. 世帯主以外の口座を指定できますか？

A6. 可能です。申請書の「委任状」欄で世帯主の委任が確認できれば指定いただけます。

## Q7. 世帯主が変更になった場合、自動振込は継続しますか？

A7. 継続しません。改めて申請手続きが必要となります。

## Q8. 75歳になって後期高齢者医療制度へ移行した場合、自動振込は継続されますか？

A8. 後期高齢者医療制度には継続されません（別途、申請が必要です）

### 【75歳になり後期へ移行した方】

国民健康保険の資格を喪失するため、国保の自動振込は終了します。別途送付される「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」でお手続きをお願いします。

### 【国民健康保険に残るご家族】

世帯主が後期高齢者医療制度へ移行した場合も含め、国保に残るご家族分の自動振込はそのまま継続します。

## 〈問い合わせ〉

会津美里町役場 健康ふくし課 保険年金係 TEL：0242-55-1145